

運送約款

平成14年4月1日

万葉線株式会社

万葉線株式会社
運送約款

第1章 総則

(適用範囲)

- 第1条 この約款は、万葉線株式会社（以下「当社」という。）の旅客の運送及びこれに付帯する事業について合理的な取り扱い方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とします。
- 2 当社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(係員の指示)

- 第2条 旅客は、当社の運転士その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

第2章 旅客運送

(運送の引受け)

- 第3条 当社は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合及び第5条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

- 第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。
- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
 - (2) 当該運送に適する設備がないとき。
 - (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
 - (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するとき。
 - (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
 - (6) 旅客が乗務員の法令の規定に基づいて行う措置に従わないとき。
 - (7) 旅客が法令により持ち込みを禁止されている物品を携帯しているとき。
 - (8) 旅客が法令により持ち込みを拒絶された物品を携帯しているとき。
 - (9) 旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者、保護者に伴われていない小児等であって、他の迷惑となるおそれのあるとき。
 - (10) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。
 - (11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療による一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症（入院を必要とする者に限る）の患者（これらの患者とみなされる者を含む）又は新感染症の所見がある者であるとき。

(運送の制限等)

第5条 当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合には、臨時に乗車券類の販売の制限若しくは停止、乗車する電車の指定、乗車区間の制限をすることがあります。

2 当社は、前項の規定による制限、停止又は指定をする場合には、あらかじめ、その旨を事務所及び主たる停留場に掲示します。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(乗車券類の所持等)

第6条 旅客は、所定の乗車券類を所持しなければ、乗車できません。但し、乗車後当社の係員の請求に応じて所定の運賃を支払うときは、この限りではありません。

第3章 乗車券類の発売等

(乗車券類の発売)

第7条 当社は、国土交通大臣又は北陸信越運輸局長の認可を受けて又は同運輸局長へ届け出て、乗車券類を会社の指定した場所において発売します。

2 当社は、定期乗車券、団体乗車券以外の乗車券類を車内でも発売します。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、発売する乗車券類の種類、発売場所又は発売期間を指定することがあります。

4 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係箇所に掲示します。

(旅客運賃の種類)

第8条 旅客運賃の種類は、別表第1のとおりとします。

(乗車券の種類、年齢、発売条件等)

第9条 乗車券の種類、年齢、発売条件等は、別表第2のとおりとします。

(乗車券の通用期間、効力等)

第10条 乗車券の通用期間、効力等は、別表第3のとおりとします。

(旅客運賃の計算方法)

第11条 旅客運賃の計算方法は、別表第4のとおりとします。

(運輸に関する料金)

第12条 運輸に関する料金は、別表第5のとおりとします。

第4章 責任

(旅客に関する責任)

- 第13条 当社は、当社の電車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が電車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに電車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限ります。

(異常気象時等における措置に関する責任)

- 第14条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため、一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客の責任)

- 第15条 当社は、旅客の故意又は過失により、若しくは旅客が法令又はこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対しその損害の賠償を求めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この運送約款は、平成14年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成15年4月1日 一部改正
平成20年4月1日 一部改正
平成26年4月1日 一部改正
平成30年10月2日 一部改正
令和 3年8月1日 一部改正

別表 第1 (第8条)

| 種 別 | 内 容 |
|----------------|--|
| <p>旅客運賃の種類</p> | <p>1 旅客運賃の種類は次のとおりとします。</p> <p>(1) 普通旅客運賃 イ 片道普通旅客運賃 ロ 往復普通旅客運賃</p> <p>(2) 定期旅客運賃 イ 通勤定期旅客運賃 ロ 通学定期旅客運賃</p> <p>(3) 回数旅客運賃 イ 普通回数旅客運賃 ロ 環境割引回数旅客運賃 ハ シニアおでかけ回数旅客運賃</p> <p>(4) 団体旅客運賃</p> <p>(5) 特殊割引旅客運賃 イ 被救護者割引旅客運賃 ロ 身体障害者割引旅客運賃 ハ 戦没者遺族割引旅客運賃 ニ 知的障害者割引旅客運賃 ホ 精神障害者割引旅客運賃 ヘ 特殊回数旅客運賃</p> <p>(6) 貸切旅客運賃</p> <p>2 小児旅客運賃の種類は次のとおりとします。 普通旅客運賃・定期旅客運賃・回数旅客運賃、団体旅客運賃及び特殊割引旅客運賃について設けます。</p> |

別表 第2 (第9条)

| 種 別 | 内 容 |
|------------------------|--|
| 乗車券の種類、旅客の 年令、発売条件等 | <p>1 乗車券の種類</p> <p>(1) 乗車券の種類は、次のとおりとします。</p> <p>イ 普通乗車券</p> <p>① 普通片道乗車券</p> <p>② 普通往復乗車券</p> <p>ロ 定期乗車券</p> <p>① 通勤定期乗車券 (1 ヲ月、3 ヲ月、6 ヲ月)</p> <p>② 通学定期乗車券 (1 ヲ月、3 ヲ月、6 ヲ月、学期、年間)</p> <p>ハ 回数乗車券</p> <p>① 普通回数乗車券</p> <p>② 環境割引回数乗車券</p> <p>③ シニアおでかけ回数乗車券</p> <p>ニ 団体乗車券</p> <p>ホ 貸切乗車券</p> <p>ヘ 特殊回数乗車券</p> <p>① 特殊割引回数乗車券</p> <p>② 環境特殊割引回数乗車券</p> <p>③ シニアおでかけ回数乗車券</p> <p>2 旅客の年齢</p> <p>(1) 大人・小児・幼児及び乳児の別は次のとおりとします。</p> <p>ア 大人・・・12歳以上の者</p> <p>イ 小児・・・6歳以上12歳未満の者</p> <p>ウ 幼児・・・1歳以上6歳未満の者</p> <p>エ 乳児・・・1歳未満の者</p> <p>(2) 大人を小児とみなして取扱う場合は次のとおりです。 小学児童が12歳に達した場合でも、その期間中は小児とみなして取扱います。</p> |

| 種 別 | 内 容 |
|-----|---|
| | <p>(3) 幼児を小児とみなして取扱う場合は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 幼児が単独で旅行するとき ロ 幼児が乗車券を所持する6歳以上の旅客（団体旅客を除く）2人をこえて随伴されて旅行するとき、1人をこえた者だけを小児とみなします。 ハ 幼児が団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき <p>3 乗車券の発売条件及び割引の適用条件</p> <p>(1) 普通乗車券の発売条件は次のとおりとします。 旅客が旅客車両に乗車する場合は次の各号に定めるところにより、片道乗車券・往復乗車券を発売します。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 片道乗車券 普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車する場合に発売します。 ロ 往復乗車券 往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間経路を同じくして往復1回乗車する場合に発売します。 <p>(2) 定期乗車券の発売条件は次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 通勤定期乗車券 一定区間及び経路を同じくして乗車する旅客が定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合に、発行します。 ロ 通学定期乗車券 指定学校の学生・生徒・児童或いは幼児が通学のため、乗車する場合で且つ指定学校が必要事項を記入して発行した通学証明書及び定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したとき発売します。 <p>(注) 指定学校とは、学校教育法第1条の規定による学校及び当社が指定したものを言います。</p> |

| 種 別 | 内 容 |
|-----|--|
| | <p>(3) 回数乗車券の発売条件は次のとおりとします。</p> <p>イ 普通回数乗車券 旅客が線内各駅相互間を乗車する旅客に対して、線内各駅相互間に有効な回数乗車券の購入の申込みをしたとき発売します。</p> <p>ロ 環境割引回数乗車券 旅客が線内各駅相互間において、利用時間を限定して乗車する（10時から16時までに降車する旅客。但し、土、日、祝日、ノーマイカーデー（水曜日）は利用時間を限定しない）場合で線内各駅相互間に有効な環境割引回数乗車券の購入の申込みをしたとき発売します。</p> <p>ハ シニアおでかけ回数乗車券 65歳以上の旅客が線内各駅相互間を乗車する旅客に対して、線内各駅相互間に有効な回数乗車券の購入の申込みをしたとき発売します。</p> <p>(4) 団体乗車券の発売条件は次のとおりとします。 行程を同じくし、かつ次のイ、ロに該当する15人以上の旅客が団体利用の申込みを行ない、当社が運送の引受けをしたものに対して適用する。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定する、へき地の小・中学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が15人以下であっても適用するものとする。</p> <p>イ 学生団体 指定学校の学生、生徒、児童若しくは幼児、児童福祉法第39条に規定する保育所の児童又は青年学級振興法（昭和28年法律第211号）第2条に規定する青年学級のうち文部科学省の指示により都道府県教育委員会が証明した学級生徒とその付添人、当該学校、保育所若しくは青年学級の教職員（嘱託している医師及び看護婦を含む。以下同じ）及びこれと同行する旅行あっせん人によって構成された団体で、その学校、保育所又は青年学級の教職員が引率するもの、但し付添人は大人とし当該団体を構成する旅客が次の各号の1に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とします。 なお、旅行あっせん人は当該団体を構成する人員（旅行あっせん人を含む）が100人までのときは、2人以内とします。</p> <p>① 幼稚園及び保育所の幼児又は小学校第3学年以下の児童であるとき</p> <p>② 身体の障害又は虚弱等のため当社において付添人を必要と認めるとき</p> |

| 種 別 | 内 容 |
|-----|--|
| | <p>ロ 普通団体 前号以外の旅客によって構成された団体で責任のある代表者が引率するもの</p> <p>ハ 責任人員</p> <p>① 団体旅客の輸送について臨時列車の設定又は客車の増結等の特別の手配を必要とするときは、その団体の申込人員の90パーセントに相当する人員を（1人未満のは数は切り捨てる）責任人員とし実際乗車人員に満たない場合であっても責任人員に相当する団体旅客運賃料金を収受することを条件として運送の引受を行います。</p> <p>② 団体旅客の運送引受後前項の規定による団体申込人員の変更の承諾を行う場合は、同時に責任人員の変更を行います。</p> <p>ニ 保証金</p> <p>① 次のA、Bに該当する場合、団体旅客の申込みはその申込み人員に対する団体旅客運賃の10パーセントに相当する額（100円未満の端数は100円に切り上げる）を保証金として当社に納付することを条件として運送の引受を行います。</p> <p>A 団体旅客に対して責任人員をつけた場合 B 前号の外、当社において特に必要と認めた場合</p> <p>② 前項の規定による保証金は当社において指定した日までに団体乗車券を請求する窓口へ納付するものとし、申込者がその期日までに保証金を納付しなかったときはその申込が取り消されたものとみなします。</p> <p>③ 保証金の納付後において当社の責に帰さない事由によって申込者がその申込を取り消したときはこれを返還しません。</p> <p>④ 団体申込人員の変更の承認を行ったときは保証金の納付前の場合にあっては変更後の納付すべき保証金の額とを比較し不足額があるときはこれを収受し過剰額は返還しません。</p> |

万葉線株式会社 運送約款

| 種 別 | 内 容 |
|-----|--|
| | <p>⑤ 保証金の納付後において当社の責任となる事由によって引受の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し且つ納付すべき団体旅客運賃料金が減じたときは減額分相当の保証金を返還することがあります。</p> <p>⑥ 保証金は団体乗車券発売の際、団体旅客運賃料金の一部に充当し過剰額は返還しません。</p> <p>⑦ 保証金は次の各号の1に該当する場合にかぎり、その納付金額の返還を行います。</p> <p>A 当社の都合によって解約した場合</p> <p>B 天災地変によって団体の旅行ができなくなった場合</p> <p>C 保証金に対しては無利子</p> <p>(5) 特殊割引乗車券の発売条件</p> <p>イ 被救護者割引</p> <p>① 被救護者本人 指定した施設から救護又は保護を受ける者が旅行する場合で、所定の割引証を差し出したときに適用します。</p> <p>② 被救護者の付添人 被救護者が老・幼・不具のため又は逃亡のおそれがあるため当社においてこれに付添人を必要と認めたときはその付添人に対しても適用します。 なお被救護者が往路用の片道乗車券を購入する場合であっても付添人に対して往復乗車券を発売することができます。</p> <p>ロ 身体障害者割引</p> <p>① 身体障害者（単独） 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳を受けている身体障害者が社線の区間を単独で旅行する場合で、同手帳を提示したときに普通旅客運賃の割引をします。</p> |

| 種 別 | 内 容 |
|-----|---|
| | <p>② 第一種身体障害者〔介護付（内部障害者を含む）〕及びその介護者 身体障害者（介護付）がその介護者と乗車区間及びその通用期間を同一にして乗車する場合は、身体障害者本人及び介護者に対して普通・定期・回数各乗車券の割引をします。但し、小児定期乗車券については割引の取扱をしません。また、介護者に対して発売する定期乗車券については通勤定期乗車券に限るものとします。</p> <p>ハ 戦没者遺族割引旅客運賃 靖国神社に合祀された戦没者1人について2人の遺族が靖国神社参拝するため往復する場合で所定の割引証を差し出したときに適用します。</p> <p>ニ 知的障害者割引旅客運賃 ① 知的障害者 ② A級知的障害者及びその介護者</p> <p>ホ 精神障害者割引旅客運賃 ① 精神障害者 ② 1級精神障害者及びその介護者</p> <p>ヘ 特殊割引回数旅客運賃 ① 特殊割引回数旅客運賃 特殊割引回数乗車券を購入した旅客に適用する。 ② 環境特殊割引回数旅客運賃 利用時間を限定して乗車する（10時から16時までに降車する旅客。但し、土、日、祝日、ノーマイカーデー（水曜日）は利用時間を限定しない）場合で、環境割引回数乗車券を購入した旅客に適用する。 ③ シニアおでかけ特殊割引回数旅客運賃 65歳以上の旅客がシニアおでかけ回数乗車券を購入した旅客に適用する。</p> <p>ト 割引の重複適用 イからホの割引については重複して適用しません。</p> |

万葉線株式会社 運送約款

| 種 別 | 内 容 |
|-----|--|
| | <p>(6) 貸切乗車券の発売条件</p> <p>イ 輸送の承認 貸切の取扱いを受けようとするときは、旅客はあらかじめその人員・行程その他輸送計画に必要な事項を申し出て、当社の承認を受けるものとします。</p> <p>ロ 保証金制度 団体旅客の場合と同様とします。</p> |

別表 第3 (第10条)

| 種 別 | 内 容 |
|-------------|---|
| 乗車券の通用期間・効力 | <p>1 乗車券の通用期間は次のとおりとします。</p> <p>(1) 普通乗車券の通用期間</p> <p>イ 片道乗車券の通用期間を指定した場合のほか発売当日限りとします。</p> <p>ロ 往復乗車券の通用期間を指定した場合のほか発売当日を含め2日間とします。</p> <p>ハ 通用期間の起算日と初日の時間 通用期間の初日は時間の長短にかかわらず1日として計算し、且つ通用期間を指定して発売したもののほか乗車券を発売した当日から起算します。</p> <p>(2) 定期乗車券の通用期間 定期乗車券の通用期間は券面表示期間のとおりとします。</p> <p>(3) 回数乗車券の通用期間 回数乗車券の通用期間は限定しません</p> <p>(4) 団体乗車券の通用期間 団体乗車券の通用期間はその都度定めます。</p> <p>(5) 貸切乗車券の通用期間 貸切乗車券の通用期間はその都度定めます。</p> <p>(6) 特殊回数乗車券の通用期間 特殊回数乗車券の通用期間は限定しません。</p> <p>(7) 日付を跨いだ場合の一日乗車券の取扱方 (金曜深夜便) 金曜深夜便に乗車の場合は、前日 (金曜日) 日付の一日乗車券を通用する。</p> |

万葉線株式会社 運送約款

| 種 別 | 内 容 |
|-----|---|
| | <p>2 途中下車</p> <p>(1) 普通乗車券の途中下車 途中下車の取扱いをしません。途中下車した場合の乗車券は前途無効とします。</p> <p>(2) 定期乗車券の途中下車 途中下車及び途中乗車は制限しません。</p> <p>(3) 回数乗車券の途中下車 途中下車の取扱いをしません。途中下車した場合の当該券片は前途無効とします。</p> <p>(4) 団体乗車券の途中下車 その都度定めます。</p> <p>(5) 貸切乗車券の途中下車 その都度定めます。</p> |

別表 第4 (第11条)

| 種 別 | 内 容 | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|---------|------|------------------|------|------------------|------|------------------|------|-------------------|------|
| 旅客運賃の計算方法 | <p>1 キロ程の計算方法 旅客運賃を計算する場合のキロ程は、発着区間の営業キロによります。</p> <p>2 運賃の端数計算 運賃計算上10円未満の端数が生じたときはこれを10円単位に切り上げます。(以下この端数計算方法を「端数計算」といいます。)</p> <p>3 普通旅客運賃計算方法</p> <p>(1) 対キロ区間制</p> <table data-bbox="667 981 1406 1211"> <tr> <td>2.0キロまで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2.0キロを超え 4.0キロまで</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>4.0キロを超え 6.0キロまで</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>6.0キロを超え 8.0キロまで</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>8.0キロを超え 12.8キロまで</td> <td>400円</td> </tr> </table> <p>(2) 小児の旅客運賃計算方 小児の旅客運賃は、普通旅客運賃を折半し、端数計算した額とします。</p> <p>(3) 幼児の旅客運賃計算方 幼児の旅客運賃は、これを小児とみなして取り扱う場合を除き無賃とします。また乳児の旅客運賃は無賃とします。</p> <p>(4) 乳児の旅客運賃 無賃とします。</p> | 2.0キロまで | 200円 | 2.0キロを超え 4.0キロまで | 250円 | 4.0キロを超え 6.0キロまで | 300円 | 6.0キロを超え 8.0キロまで | 350円 | 8.0キロを超え 12.8キロまで | 400円 |
| 2.0キロまで | 200円 | | | | | | | | | | |
| 2.0キロを超え 4.0キロまで | 250円 | | | | | | | | | | |
| 4.0キロを超え 6.0キロまで | 300円 | | | | | | | | | | |
| 6.0キロを超え 8.0キロまで | 350円 | | | | | | | | | | |
| 8.0キロを超え 12.8キロまで | 400円 | | | | | | | | | | |

| 種 別 | 内 容 | | | | | | | | | | |
|-----|---|-----|-------|-----|-----------|-----|-----|-------|-----|-----------|-----|
| | <p>4 定期旅客運賃</p> <p>(1) 1ヵ月定期旅客運賃計算方</p> <p>イ・・・2キロまで 2キロまでの普通旅客運賃を60倍し30%を割引き、調整額を掛けて端数計算した額とします。</p> <p>ロ・・・2キロ以上 2キロまでの普通旅客運賃と2キロを超える普通旅客運賃との差額を60倍して50%を割引きしたものにイの額から調整額を引いた金額を加算し、端数計算した額とします。</p> <p><割引率></p> <table border="1" data-bbox="655 790 1241 1272"> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">通 勤</td> <td>2キロまで</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td>2キロを超える部分</td> <td style="text-align: center;">50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">通 学</td> <td>2キロまで</td> <td style="text-align: center;">50%</td> </tr> <tr> <td>2キロを超える部分</td> <td style="text-align: center;">65%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 3ヵ月定期旅客運賃 1ヵ月定期旅客運賃を3倍し、これを5パーセント割引し、端数計算した額とします。</p> <p>(3) 6ヵ月定期旅客運賃 1ヵ月定期旅客運賃を6倍し、これを10パーセント割引し、端数計算した額とします。</p> <p>(4) 年間定期旅客運賃 普通往復旅客運賃に100を乗じた額とする。 ただし200円区間は除く</p> <p>(5) 学期定期旅客運賃</p> <p>イ 1学期及び2学期 通用期間に3ヵ月通学定期旅客運賃を乗じ、90日で除して、端数計算した額とします。</p> <p>ロ 3学期 通用期間に1ヵ月通学定期旅客運賃を乗じ、30日で除して、端数計算した額とします。</p> | 通 勤 | 2キロまで | 30% | 2キロを超える部分 | 50% | 通 学 | 2キロまで | 50% | 2キロを超える部分 | 65% |
| 通 勤 | 2キロまで | | 30% | | | | | | | | |
| | 2キロを超える部分 | 50% | | | | | | | | | |
| 通 学 | 2キロまで | 50% | | | | | | | | | |
| | 2キロを超える部分 | 65% | | | | | | | | | |

万葉線株式会社 運送約款

| 種 別 | 内 容 | | | | |
|-----|---|--------|--------|--------|--------|
| | <p>ハ 学期毎の通用期間。</p> <p>1学期 4月8日から 7月25日まで108日間 2学期 9月1日から12月25日まで115日間 3学期 1月8日から 3月25日まで 78日間</p> | | | | |
| | <p>大人定期旅客運賃</p> | | | | |
| | 通勤定期 | | | | (円) |
| | 普通運賃 | 1ヶ月 | 3ヶ月 | 6ヶ月 | |
| | 200 | 8,640 | 24,630 | 46,660 | |
| | 250 | 9,900 | 28,220 | 53,460 | |
| | 300 | 11,400 | 32,490 | 61,560 | |
| | 350 | 12,900 | 36,770 | 69,660 | |
| | 400 | 14,400 | 41,040 | 77,760 | |
| | 通学定期 | | | | (円) |
| | 普通運賃 | 1ヶ月 | 3ヶ月 | 6ヶ月 | 年間 |
| | 200 | 6,170 | 17,590 | 33,320 | 41,150 |
| | 250 | 7,200 | 20,520 | 38,880 | 50,000 |
| | 300 | 8,400 | 23,940 | 45,360 | 60,000 |
| | 350 | 9,600 | 27,360 | 51,840 | 70,000 |
| | 400 | 10,800 | 30,780 | 58,320 | 80,000 |
| | 普通運賃 | 1学期 | 2学期 | 3学期 | |
| | 200 | 20,140 | 21,700 | 15,840 | |
| | 250 | 24,630 | 26,220 | 18,720 | |
| | 300 | 28,730 | 30,590 | 21,840 | |
| | 350 | 33,840 | 34,960 | 24,960 | |
| | 400 | 36,940 | 39,330 | 28,080 | |
| | <p>(6) 小児定期旅客運賃</p> <p>小児定期旅客運賃は大人定期旅客運賃を折半し、端数計算した額とします。</p> | | | | |

5 回数旅客運賃計算方法

(1) 普通回数旅客運賃

1 1 券片綴りとし、発着区間の普通旅客運賃を10倍した額とします。

(2) 環境割引回数旅客運賃

1 3 券片綴りとし、発着区間の普通旅客運賃を10倍した額とします。

(3) シニアおでかけ回数旅客運賃

1 3 券片綴りとし、発着区間の普通旅客運賃を10倍した額とします。

(4) 小児用普通回数旅客運賃

1 1 券片綴りとし、発着区間の小児普通回数旅客運賃を10倍した額とする。

(5) 小児用環境割引回数旅客運賃

1 3 券片綴りとし、発着区間の小児普通回数旅客運賃を10倍した額とします。

| 種 別 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|-----|-----------|-----|-----------|------|--|-----|--|----------|----|-----|--|----|-----|--|
| | <p>6 団体旅客運賃計算方</p> <p>(1) 運賃計算方</p> <p>ア 大人の場合 全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から下記割引率により計算した割引額を控除した額を端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とします。</p> <p>イ 小児の場合 全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から下記割引率により計算した割引額を控除した額を端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とします。</p> <p>ウ 大人・小児混乗の場合 大人・小児各別に前2項の規定によって算出した額を合計したものとします。</p> <p>(2) 団体割引率は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="574 1025 1487 1512"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="574 1025 1289 1220">種 別</th> <th data-bbox="1289 1025 1487 1220">人 員</th> <th data-bbox="1289 1025 1487 1220">15人 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="574 1220 1289 1317">普通団体</td> <td colspan="2" data-bbox="1289 1220 1487 1317">20%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 1317 726 1512" rowspan="2">学生 団体</td> <td data-bbox="726 1317 1289 1415">大人</td> <td colspan="2" data-bbox="1289 1317 1487 1415">30%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="726 1415 1289 1512">小児</td> <td colspan="2" data-bbox="1289 1415 1487 1512">30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 無賃扱人員 その構成員が25人以上100人までのときは、うち1人、101人以上のときは100人までごとに1人を加えた者を無賃とします。</p> | 種 別 | | 人 員 | 15人 以上 | 普通団体 | | 20% | | 学生 団体 | 大人 | 30% | | 小児 | 30% | |
| 種 別 | | 人 員 | 15人 以上 | | | | | | | | | | | | | |
| 普通団体 | | 20% | | | | | | | | | | | | | | |
| 学生 団体 | 大人 | 30% | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小児 | 30% | | | | | | | | | | | | | | |

| 種 別 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|-------|----------|-------|---------------|--|--|------|--------------------------|------|-------|----------------|-------|-------|-----------------|-------|-------|-----------------------------|-------|
| | <p>7 特殊割引旅客運賃計算方法</p> <p>(1) 特殊割引旅客運賃は所定の旅客運賃から次の割引率により計算した割引額を控除した額を端数計算した額とします。</p> <p>(2) 小児特殊旅客運賃は所定の小児旅客運賃から次の割引率により計算した割引額を控除した額を端数計算した額とします。</p> <p>(3) 割引率</p> <p>イ 被救護者割引・・・50%</p> <p>ロ 身体障害者割引・・・50% (介護者に割引を適用する場合も同率とする)</p> <p>ハ 戦没者遺族割引・・・50%</p> <p>ニ 知的障害者割引・・・50% (介護者に割引を適用する場合も同率とする)</p> <p>ホ 精神障害者割引・・・50% (介護者に割引を適用する場合も同率とする)</p> <p>(4) 特殊回数旅客運賃 特殊回数乗車券の発売額及び券種は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="574 1220 1492 1892"> <thead> <tr> <th data-bbox="574 1220 805 1317">発 売 額</th> <th data-bbox="805 1220 1268 1317">セットされる券種</th> <th data-bbox="1268 1220 1492 1317">利用可能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="574 1317 1492 1413">特 殊 回 数 乗 車 券</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 1413 805 1534">700円</td> <td data-bbox="805 1413 1268 1534">100円券5枚 50円券5枚 10円券2枚</td> <td data-bbox="1268 1413 1492 1534">770円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 1534 805 1655">1000円</td> <td data-bbox="805 1534 1268 1655">100円券8枚 50円券6枚</td> <td data-bbox="1268 1534 1492 1655">1100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 1655 805 1776">2000円</td> <td data-bbox="805 1655 1268 1776">100円券20枚 50円券4枚</td> <td data-bbox="1268 1655 1492 1776">2200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 1776 805 1897">3000円</td> <td data-bbox="805 1776 1268 1897">200円券10枚 100円券10枚 50円券6枚</td> <td data-bbox="1268 1776 1492 1897">3300円</td> </tr> </tbody> </table> | 発 売 額 | セットされる券種 | 利用可能額 | 特 殊 回 数 乗 車 券 | | | 700円 | 100円券5枚 50円券5枚 10円券2枚 | 770円 | 1000円 | 100円券8枚 50円券6枚 | 1100円 | 2000円 | 100円券20枚 50円券4枚 | 2200円 | 3000円 | 200円券10枚 100円券10枚 50円券6枚 | 3300円 |
| 発 売 額 | セットされる券種 | 利用可能額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特 殊 回 数 乗 車 券 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 700円 | 100円券5枚 50円券5枚 10円券2枚 | 770円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1000円 | 100円券8枚 50円券6枚 | 1100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2000円 | 100円券20枚 50円券4枚 | 2200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3000円 | 200円券10枚 100円券10枚 50円券6枚 | 3300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 種 別 | 内 容 | | |
|-----|--|------------------------|-------------------|
| | 発 売 額 | セットされる券種 | 利用可能額 |
| | 区間片道普通旅客運賃の10倍相当額 | 区間片道普通旅客運賃相当額の券 11枚 | 区間片道普通旅客運賃の11倍相当額 |
| | 環境割引回数乗車券・シニアおでかけ回数乗車券 | | |
| | 区間片道普通旅客運賃の10倍相当額 | 区間片道普通旅客運賃相当額の券 13枚 | 区間片道普通旅客運賃の13倍相当額 |
| | <p>(5) 割引については特殊回数旅客運賃を除き重複して適用しません。</p> | | |
| | <p>8 貸切旅客運賃の計算方</p> | | |
| | <p>(1) 運賃計算方 旅客車両の旅客運賃收受定員の70%に発着区間の大人普通旅客運賃を乗じ、端数計算した額とします。</p> | | |
| | <p>(2) 貸切旅客運賃の最低額 最低貸切運賃の額は17,500円とします。</p> | | |

別表 第5 (第12条)

| 種 別 | 内 容 |
|-----------------|---|
| <p>運輸に関する料金</p> | <p>運輸に関する料金は次のとおりとします。</p> <p>1 普通乗車券及び回数乗車券</p> <p>(1) 再収受した乗車券の払い戻し手数料 1枚につき 210円</p> <p>(2) 旅行開始前の乗車券の払い戻し手数料 1枚につき 210円</p> <p>(3) 旅行中止になる乗車券の払い戻し手数料 1枚につき 210円</p> <p>2 団体乗車券</p> <p>(1) 旅行開始前の乗車券の払い戻し手数料 1枚につき 210円</p> <p>(2) 旅行開始後の乗車券の払い戻し手数料 1枚につき 210円</p> <p>(3) 人員減少による乗車券の払い戻し手数料 1枚につき 210円</p> <p>3 定期乗車券</p> <p>(1) 券種変更手数料 1枚につき 520円</p> <p>(2) 区間変更手数料 1回に限り 520円</p> |

別表 第5 (第12条)

| 種 別 | 内 容 |
|-----|--|
| | <p>(3) 使用開始前の払い戻し手数料 1枚につき 520円</p> <p>(4) 使用開始後の払い戻し手数料 1枚につき 520円</p> <p>4 その他料金</p> <p>・手回品持ち込み料 1個につき 210円</p> |